

清瀬フットボールクラブ会則実施細則

2010年3月28日 制定
2011年3月26日 改正
2012年5月19日 改正
2013年2月16日 改正
2016年7月16日 改正
2018年6月23日 改正
2020年3月21日 改正
2020年9月26日 改正
2023年2月18日 改正

第1条（趣旨）

この細則は、清瀬フットボールクラブ会則（以下「会則」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2条（目的）

- 1 本会は、会則第2条の目的に即して選手の育成を行うこととし、とくに優れた能力を有する選手のみの育成を目的とするものではない。
- 2 試合における選手の起用は、会則第2条の目的に即し、次に掲げる基準に従い、コーチが行う。
 - (1) 公式戦は、下級生を含むベスト・メンバーとする。ただし、試合の状況により、適時に、それ以外の選手に交代させる。
 - (2) 招待試合及び練習試合は、広く機会を与えるため、できる限り全員出場させることとし、適時に交代させる。

第3条（活動）

- 1 練習及び試合は、土曜日、日曜日、祝日その他の休日に行うものとし、日程はコーチ会議において決定する。この場合において、練習を行わない日を設けることができる。
- 2 前項にかかわらず、コーチは、天候その他相当の理由がある場合は、練習又は試合への参加を中止することができる。この場合は、コーチは、会員に対し、前日又は当日に役員を通じて連絡網によりその旨を連絡する。
- 3 本会が主催する大会を中止する場合は、コーチ会議において決定する。
- 4 合宿は、児童会員が通学する小学校の夏期休暇期間中に実施するのを通例とし、その日程はコーチ会議において決定する。合宿の中止の決定も同様とする。

第3条の2（費用の補助）

児童会員がゴールキーパー用グローブを購入する場合は、コーチが適当であると認めたときに限り、会則第15条に基づき、1人につき、1会計年度1回、3,000円を限度として、その購入費用の半額を補助する。この場合において、コーチが特に必要があると認めたときは、1人につき、2回以上補助することができる。

第4条（引率及び移動）

- 1 試合又は練習において児童会員の引率を必要とする場合は、監督又はコーチが引率するほか、保護者が順次協力するものとする。この場合において、児童会員が小学校未就学児であるときは、その保護者は、送迎を行うものとする。

- 2 前項の引率並びに試合又は練習のために必要な人及び物の運搬に要する経費は会則第15条に基づき、次により本会が負担する。
 - (1) 引率者の自家用車により引率するときは、有料道路料金及び有料駐車場料金
 - (2) 公共交通機関を利用して引率するときは、実費
- 3 児童会員が公共交通機関により移動する場合は、その保護者会員は、実費を負担する。
- 4 引率時に生じた事故については、故意又は重大な過失によるものを除いて、監督、引率者等に対する責任は問わないものとする。
- 5 前4項の規定は、合宿の際の引率及び移動についても適用する。

第5条（事故の対応）

- 1 児童会員、監督及びコーチは、練習及び試合により生ずる事故に備えてスポーツ傷害保険に加入しなければならない。この場合において、監督及びコーチのスポーツ傷害保険の加入に要する経費は、本会が負担する。
- 2 練習又は試合により児童会員、監督及びコーチに事故が生じた場合の補償は、前項により加入したスポーツ傷害保険による。
- 3 練習又は試合により児童会員に事故が生じた場合において、これを知った者は、速やかに役員に連絡しなければならない。この連絡を受けた役員は、加入しているスポーツ傷害保険の会社に対して必要な手続を執らなければならない。

第6条（会員の資格）

児童会員は、練習及び試合に休まず、遅れず、積極的に参加する意欲を有する者でなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第7条（会員の募集）

児童会員の募集は、必要の都度行うものとし、随時の入会を妨げない。

第8条（幹事コーチ）

幹事コーチは、外部チームとの折衝、ユニフォームの選定、広報、練習、会計事務等、本会の活動全般に関して特別に監督を補佐するものとする。

第9条（経費）

- 1 本会の運営に必要な経費は、一般会計及び合宿会計により経理し、その区分は次によるものとする。
 - (1) 一般会計により経理する経費は、合宿の実施に必要なものを除き、以下のとおりとする。
 - ア 練習又は試合の会場の確保に関する費用
 - イ 大会参加費
 - ウ ア及びイのほか、本会が主催する大会の運営に関する費用
 - エ 練習及び試合の際の引率及び移動に必要な交通費その他の費用
 - オ ユニフォームの購入に要する費用
 - カ 試合が午前から午後を通して実施される場合における監督及びコーチの食事に関する費用
 - キ 本会の事務に必要な物品等の購入に関する費用
 - ク 本会の事務に必要な連絡、通信及び交通に関する費用
 - ケ 第3条の2に基づくキーパーグローブの購入費用の補助に関する費用
 - コ 第5条第1項に基づく監督及びコーチのスポーツ傷害保険の加入に要する経費
 - サ 監督及びコーチの審判又は指導者の資格の取得又は更新に要する費用（やむを得ない事情があると認めるときを除き、会計年度の途中において監督又はコーチを辞める場合は、経費と認めない。）

- シ コーチ会議及び役員会の開催に必要な費用
 - ス 弔慰金
 - セ アからスまでのほか、コーチ会議又は役員会において本会の運営に必要であると認められた経費
- (2) 合宿会計により経理する経費は、合宿の実施に必要なものとし、以下のとおりとする。
- ア 宿泊及び食事に関する費用（監督及びコーチの宿泊及び食事に関する費用を含む。）
 - イ グラウンド利用料
 - ウ 合宿の引率及び移動に必要な交通費その他の費用
 - エ 合宿期間中、大会に参加する場合は、その費用
 - オ 合宿の実施に必要な物品等の購入等に関する費用
 - カ 合宿の実施に必要な連絡、通信及び交通に関する費用
 - キ 合宿報告会に関する費用
 - ク アからキまでのほか、コーチ会議又は役員会において合宿の実施に必要であると認められた経費
- 2 その都度の経費の支出は、監督、コーチ又は役員に委ねるものとする。合宿の実施に必要な経費につき、合宿費に不足を生ずる場合に、会費を充てる場合も、また同じ。
- 3 役員は、適時に、会計に関する帳簿を作成し、会計幹事の確認を得なければならない。
- 4 会計幹事は、前項の帳簿とともに会計に関する報告を会計年度が終わる日の総会に提出し、その承認を得なければならない。

第10条（会費等の納入方法）

保護者会員が会費、合宿費その他の経費等を納入する場合は、本会の貯金口座若しくは預金口座へ振込みをし、又は現金を直接役員に支払うものとする。ただし、貯金口座又は預金口座への振込みに係る手数料は、振込者において負担するものとする。

第11条（細則の改正）

この細則を改正するときは、監督及び役員に諮り、コーチ会議において決定する。

附則

この細則は、2010年4月1日から施行する。

附則

この細則は、2011年3月26日から施行する。

附則

この細則は、2012年5月19日から施行する。

附則

この細則は、2013年2月16日から施行する。

附則

この細則は、2016年7月16日から施行する。

附則

この細則は、2018年6月23日から施行する。

附則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附則

この細則は、2020年9月26日から施行する。

附則

この細則は、2023年2月19日から施行する。